

地域密着型サービス事業所の指定更新について

新潟市地域密着型サービス運営委員会付議基準に基づき、指定更新を行った事業所について下記のとおり報告します。

なお、下記事業所については、介護保険法第70条の2に基づき、「指定の有効期間の満了後もその処分がされるまでの間は、なおその効力を有する」ものとして、前回報告(令和3年1月28日)以後に指定更新の決定を行ったものです。

指定更新年月日	サービス名	事業所名	法人名	事業所所在地	定員
令和3年3月1日	地域密着型通所介護	デイサービスセンターたのしえ	株式会社たのしえ新潟	中央区山ニツ5丁目2番11号	15人
令和3年3月1日	地域密着型通所介護	なかじょうデイサービスセンター西山	有限会社オフィス中條	江南区西山578番地1	15人
令和3年3月1日	地域密着型通所介護	り・ぷらすDay	株式会社り・プラス	西蒲区越前浜5151番地	18人
令和3年3月1日	地域密着型通所介護	新潟リハビリテーション病院 アクティブデイなかやま	医療法人愛広会	東区中山8丁目4番1号	18人
令和3年3月1日	(介護予防)認知症対応型共同生活介護	グループホームなかのくち	社会福祉法人愛宕福祉会	西蒲区福島311番地1	9人